

事 務 連 絡  
平成 30 年 10 月 26 日

医政局 医療経営支援課  
医療勤務環境改善推進室 御中

雇用環境・均等局 職業生活両立課

### 両立支援等助成金の周知について（協力依頼）

労働力人口が減少する中、働き続けながら子育てや介護を行う労働者の確保は喫緊の課題であり、特に第1子出産前後の女性の継続就業率を2020年までに55%とすることが政府目標とされるなど、女性が出産後もキャリアを継続することができる環境の整備を政府として支援していくことが求められているところです。

そのため、労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して「両立支援等助成金」を支給することにより、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促進してきたところですが、平成29年度より新たに、育児・介護等により離職した正社員女性等の復職を推進するため、復職制度を導入して希望者を再雇用した事業主を支援するコース（再雇用者評価処遇コース）を創設しました。

つきましては、できるだけ多くの病院に本助成金を活用していただくため貴室から都道府県等に対し周知のご協力をいただきたく、何卒お願い申し上げます。

また、本助成金の支給額や支給要件等の詳細につきましては、厚生労働省HPでわかりやすいパンフレットやリーフレットを掲載しておりますので、ご利用下さい。

[\(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/)

なお、雇用保険財源で運営している助成金のため、国や地方公共団体に帰属する病院等は対象外となっています。また、一部のコースでは中小企業事業主（※）のみを対象としていることにつきご留意願います。

※サービス業の場合、「資本金の額・出資の総額」が5,000万円以下または「常時雇用する労働者の数」が100人以下のいずれかを満たすものを中小企業事業主と定義しております。（医療法人等で資本金・出資金を有していない事業主については、「常時雇用する労働者の数」により判定します。）

#### <担当>

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

永井、谷中（内線 7853、7866）

代表 03-5253-1111、直通 03-3595-3274、F A X 03-3502-6763